

障害年金の改善

【障害基礎年金と老齢厚生年金の併給】(平成18年4月実施)

- 障害を持ちながら働いたことが評価される仕組みとするため、障害基礎年金と老齢厚生年金の組み合わせの選択を可能とします。

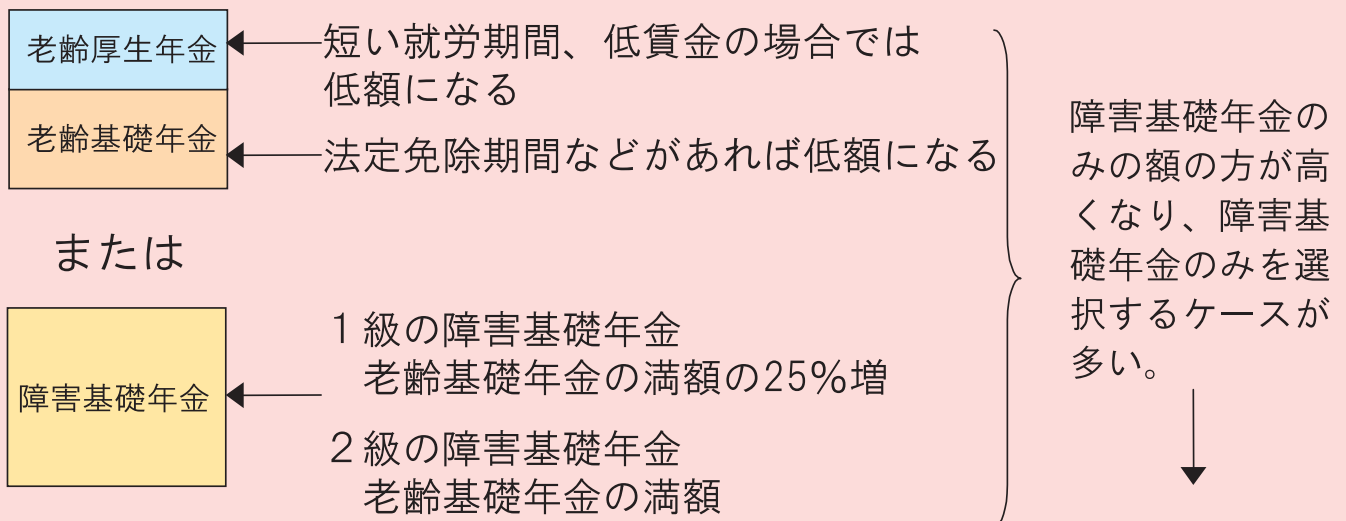
【障害基礎年金等の保険料納付要件の特例措置の延長】(平成18年4月実施)

- 障害発生等の1年前に未納がない場合でも障害基礎年金等の受給を可能とする特例措置を、10年間延長します。

※本来は、被保険者期間の3分の2以上の期間、保険料を納付していること等が必要。

(現行制度)

65歳時点で、老齢年金(厚生+基礎)か障害基礎年金を選択



障害を持ちながら自ら働いて保険料を納付したことが年金給付に反映されにくい

(改正後)

- 障害を持ちながら働いたことが評価される仕組みとしました。具体的には、障害基礎年金+老齢厚生年金という選択を可能にすることで、働いて保険料を納めた期間を老後の年金額に反映します。

老齢厚生年金

障害基礎年金